

被相続人									
1 株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定									
株式（出資）の時価総額の合計額（円）			「2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2 と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。						
			20億円以上は、特例適用不可						
2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細									
法人番号				ア 相続開始の時ににおける発行済株式（出資）の総数等(株・円・口)					
所轄税務署名		署		イ 株式（出資）の1 単位当たりの相続開始の時ににおける時価(円)					
法人名				ウ 株式（出資）の時価総額（円）（ア×イ）					
エ 株主等の状況									
氏名（名称）		親族等	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の単位数(株・円・口)	② 持株(出資)割合(%) (^① / _⑦ の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の単位数(株・円・口)	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の単位数(株・円・口)(①+③)	⑤ 持株(出資)割合(%) (^④ / _⑧ の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の単位数(株・円・口)
			被相続人						
その他の株主（社員）									
合計			⑦		100		⑧	100	C
①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合				A	④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合			B	%
50%以下は、特例適用不可					50%以下は、特例適用不可				
オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5 第10項の届出状況									
a 届出書を提出した年分		年分		年分		年分		C欄の株数等が⑪欄の株数等を超える場合は、特例適用不可 カ 特例適用限度単位数の計算 ⑩ $\frac{2}{3}-⑨$ ⑪ 特例適用限度単位数(株・円・口) ア×⑩	
b 届出書を提出した受贈者の氏名									
c 届出書を提出した税務署名		署		署		署			
d 届け出た特定受贈同族会社株式等の単位数(株・円・口)									
e 生前の各贈与の時ににおける発行済株式（出資）の総数等(株・円・口)								f 欄の割合の合計	
f d / e								⑨	
(注) 1 「イ 株式（出資）の1 単位当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。 2 「エ 株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。また、相続開始の直前において被相続人の親族等である者については、「親族等」欄に「○」と記入します。 3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5 %以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数を記入します。 4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（「親族等」欄に「○」と記入した人）の持株（出資）割合の合計を記入します。 5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5 第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の5 第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は2/3となります。なお、特定受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2 第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します。 6 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、税務署にお尋ねください。 7 当該法人が2以上ある場合には、この判定明細を追加して記入してください。									
3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2 と同一の法人を除きます。）別の明細									
法人番号				ア 相続開始の時ににおける発行済株式（出資）の総数等(株・円・口)					
所轄税務署名		署		イ 株式（出資）の1 単位当たりの相続開始の時ににおける時価(円)					
法人名				ウ 株式（出資）の時価総額（円）（ア×イ）					
エ 株主等の状況									
氏名（名称）		被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の単位数(株・円・口)		② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の単位数(株・円・口)		③ 贈与年月日		④ 贈与税の申告書を提出した税務署名
							年 月 日		署
							年 月 日		署
							年 月 日		署
その他の株主（社員）							年 月 日		署
合計									
(注) 1 「イ 株式（出資）の1 単位当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。 2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。 3 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、税務署にお尋ねください。 4 当該法人が2以上ある場合には、この判定明細を追加して記入してください。									